

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

児童が高校生等のみの方、公務員の方は申請が必要です。

※裏面参照

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次の児童が対象になります。

- ① 令和3年9月分（10月支給）の児童手当（本則給付）支給対象となる児童
- ② 9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合）

※対象児童が婚姻している場合を除く

- ③ 令和4年3月31日までに生まれた新生児（児童手当(本則給付)の支給対象児童）

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方に支給されます。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、**10万円**です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

申請受付後、1カ月以内を目途に支給します。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

申請書で指定した口座に振り込みます。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

申請が必要な方

次の方は申請が必要です。

- ・令和3年9月30日時点で養育している児童が**高校生等**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）のみで、保護者の所得が児童手当（本則給付）と同等未満の所得である保護者
 - ・勤務先から児童手当（本則給付）を受給している**公務員**
- ※**新生児**については、公務員を除き、児童手当の手続と同時に行います。

こんなときはどうなるの？

Q. 単身赴任の父（母）と別居している児童はどうなりますか？

A. この給付金は、生計を維持している程度の高い（収入の多い）保護者が支給対象者となります。保護者の収入を確認し、多いほうの保護者が基準日（9月30日）時点で住んでいる市町村にお問い合わせください。

Q. 公務員で、昨年も同様の給付金の申請をしましたが、その時の口座は使えませんか？

A. 昨年の給付金から1年以上経っており、対象児童の年齢も異なることから、改めて申請をお願いします。

Q. 自分の収入が給付金の所得制限以内かわからない場合はどうしたらいいですか？

A. まずは申請をしてください。担当で所得等の審査をし、もし対象でなければその旨を通知します。

Q. 引っ越した場合、どこから給付金が支給されますか？

A. 基本的には、9月30日時点の住所地の市町村から支給されます。不明な点がありましたら、9月30日時点での住所地の市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 常滑市で子育て世帯への臨時特別給付の支給を受けることができます場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。子育て世帯への臨時特別給付については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせは



常滑市役所 こども課 子育て支援チーム

電話：0569-47-6113

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。